議案第４２号

市川市火災予防条例の一部改正について

市川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月４日提出

市川市長　　田　中　　甲

市川市条例第　　号

市川市火災予防条例の一部を改正する条例

市川市火災予防条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

理　　由

飲食店における上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用に係る国の通知を踏まえ、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について必要な基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。